

玉島テレビ放送「政治と報道」に関するガイドライン

【基本方針】

玉島テレビ放送は、日本国憲法第 21 条の定めるところにより、何者にもとらわれない自由な視点で政治報道を行うこととする。

また、放送法第 4 条の定めるところにより、事実即した表現に徹し、できるだけ多くの角度から論点を明らかにするとともに、放送法第 13 条の定めるところにより、選挙に関する放送については各候補者を同等の条件で扱うものとする。

以上の基本方針をふまえ、以下の項目を政治報道におけるガイドラインとする。

(政治)

- 1) 政治報道においては、取材をもとにした独自の視点による企画・構成および表現を行い、特定の政治家や政党からの働きかけによって放送内容が影響を受けてはならない。
- 2) 政治家のテレビ出演等についても、その人選権は玉島テレビ放送制作部が有するものであり、特定の政治家や政党からの働きかけによって人選が影響を受けてはならない。
- 3) 放送に係わる社内の全ての会議等が、特定の政治家や政党からの影響を受け得る状況を作り出してはならない。

(選挙)

- 1) 選挙報道においては公職選挙法の要旨に従って選挙の公正を損なわないようにする。
- 2) 選挙告示日の 3 か月前より投票日までの期間、一部の公務に関する報道を除いて、原則として全ての立候補予定者を選挙と無関係の番組で取り上げない。
- 3) 選挙告示日より投票日までの期間は、原則として立候補者を同等の条件で取り扱い、放送内容・回数・時間等において、著しい不均等を生じさせない。
- 4) 取材によって得た選挙に関する情報は、番組放送内でのみ開示するものとし、それ以外はいかなる条件においても開示してはならない。

以上のガイドラインに従い、玉島テレビ放送は常に視聴者の関心に応え、視聴者の判断のよりどころとなる放送を行うよう努める。

- ※ 日本国憲法第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- ※ 放送法第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。
 - 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
 - 二 政治的に公平であること
 - 三 報道は事実をまげないですること。
 - 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。
- ※ 放送法第十三条 放送事業者が、公選による公職の候補者の政見放送その他選挙運動に関する放送をした場合において、その選挙における他の候補者の請求があつたときは、料金を徴収するとしないとにかかわらず、同等の条件で放送をしなければならない。